

178 司法裁判に付陪審制度を採用するの可否臨時法制審議会

へ諮問同会総裁穂積陳重の答申書司法大臣原敬へ通牒

〔大正九年七月〕

(注記)

大正九年七月九日

内閣書記官

(下條)

内閣総理大臣 花押

内閣書記官長

(高橋)

司法大臣へ通牒案

曩ニ臨時法制審議会ニ諮問ノ司法裁判ニ付陪審制度ヲ採用スル
ノ可否ヲ審議シ可トセハ其ノ綱領ハ如何ニ之ヲ定ムヘキヤノ件
ニ對シ同会総裁ヨリ別紙写ノ通答申有之候ニ付速ニ案ヲ具シ閣
議ニ提出相成度

(朱書)

〔大正九年七月一四日〕

臨時法制
審議会 日記第七五号

答申書

臨時法制審議会ハ閣下ノ諮問ニ因リ慎重審議ヲ遂ケタル未全会
一致ヲ以テ司法裁判ニ付陪審制度ヲ採用スルヲ可トシ別冊ノ如
ク其ノ綱領ヲ定ムヘキモノト議決セリ

茲ニ審議ノ経過ヲ略叙セムニ昨年七月二十五日陪審制度ニ関ス
ル事項ノ諮問アリタルヲ以テ本職ハ先ツ幹事ニ對シテ各国ノ立
法例其ノ他必要ナル参考資料ノ調査ヲ命シ同年十月二十四日委
員總會ヲ開キテ前記ノ諮問ヲ其ノ議ニ付シ大体ニ関シ当局ノ説
明ヲ聴取シ質問応答ヲ重ネテ其ノ主旨ヲ明ニシ議事規則第十五

条ニ依リ別記ノ主査委員ヲ指名シテ答申スヘキ事項ヲ審査セシ
ムルコトトセリ主査委員会ハ委員一木喜徳郎ヲ主査委員長ニ互
選シ昨年十一月五日以降前後二十一回ニ亘リ會議ヲ開キ本年六
月九日ヲ以テ綱領ヲ議了シ同月二十一日主査委員長ハ其ノ議決
ニ基キ報告書ヲ提出セリ

主査委員会ハ陪審制度ノ綱領ヲ審査スルニ方リ帝国ノ法制トシ
テ名分ヲ保持スルコトニ留意シ殊ニ帝國憲法ノ条章トノ關係ニ
付テハ慎重ニ考慮スル所アリタリ欧州諸邦ノ現行制度ハ概ネ數
百年來ノ旧慣古格ヲ因襲シ其ノ弊害ノ顯著ナルモノアルモ容易
ニ之ヲ改ムルコト能ハサルカ如シ主査委員会ハ深ク之ニ思ヲ致
シテ万一ノ失ナカラムコトヲ期シ外国ノ立法例ハ之ヲ參酌セル
モ其ノ形式及實質ノ我國情ニ適スルヤ否ヲ研覈シ取舍選択スル
所アリタリ會議ノ当初ニ在リテハ各委員ノ主張スル所一ニ出テ
サリシモ論議ヲ累ネ意見ヲ交換スルニ從ヒ其ノ主眼トスル所相
合致スルニ至リ遂ニ全会一致ノ成案ヲ得タルモノナリ

主査委員会ノ決議シタル事項ハ別記主査委員長報告ノ如シ本職
ハ六月二十八日ヲ以テ委員總會ヲ召集シ主査委員長ノ報告ヲ其
ノ議ニ付シタルニ質問応答ヲ累ネタル後委員總會ニ於テモ亦全
会一致ヲ以テ之ヲ可決シタリ

抑陪審制度ノ樹立ニ関スル問題ハ我邦十數年來ノ懸案ニシテ學
者及實際家ノ論議大ニ徑庭アリテ其ノ帰嚮スル所ヲ知ルコト能
ハサリシモノタリ然ルニ本会カ短日月ノ間に於テ此ノ重大ナル
懸案ヲ解決シ其ノ綱領ヲ議決スルニ至リタルハ時勢ノ進運ノ然
ラシムル所ナルヘシト雖畢竟委員会各自カ熱心淬勵審査ニ從事

シタルト虚心坦懐能ク互譲ノ態度ヲ以テ解決ニ努力シタルトニ由ラスムハアラス而シテ此ノ間ニ処シテ担当幹事カ副総裁指揮ノ下ニ励精審議ノ原案ヲ作成シ且外國ノ立法例及學說等ヲ翻譯シ其ノ他諸般ノ資料ヲ提供シテ委員ノ攻究ニ裨補シタルモノ多大ナリシコトハ主査委員ノ功勞ト共ニ特筆シテ閣下ニ報告スル所ナリ

右及答申候也

大正九年七月三日

臨時法制審議會総裁法学博士男爵 穂積陳重 囑

内閣総理大臣 原 敬殿

追申別冊主査委員長報告書ノ外主査委員及担当幹事ノ氏名、開會ノ日時並ニ調査資料ノ目錄ハ参考記録トシテ一括シ之ヲ末尾ニ添附致候

(表紙)

(注記3)

陪審制度ニ関スル綱領

- 一 裁判所ハ刑事事件ニ付陪審員ノ評決ニ付シテ事實ノ判断ヲ為スコトヲ得ルコト
- 二 陪審員ノ評決ニ付スルコトヲ得ルハ第一審ノ事件ニ限ルコト
- 三 左ニ掲クル事件ハ之ヲ陪審員ノ評決ニ付スルコト

一 死刑又ハ無期徒刑ニ該ル罪

二 刑法第二編第一章ノ罪(皇室ニ対スル罪)、同第二章ノ罪(内乱ニ関スル罪)、同第三章ノ罪(外患ニ関スル罪)、同第四章ノ罪(国交ニ関スル罪)及同第八章ノ罪(騒擾ノ罪)

四 短期一年以上ノ刑ニ該ル罪ニ付被告人ノ請求アリタルトキハ事件ヲ陪審員ノ評決ニ付スルコト

五 前二項以外ノ罪ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ属スル事件ニ付被告人費用ヲ予納シテ請求シタルトキハ之ヲ陪審員ノ評決ニ付スルコト

六 被告人無資力ナルトキハ前項ノ事件ニ付費用ヲ予納セスシテ請求シタルトキト雖裁判所ハ之ヲ陪審員ノ評決ニ付スルコトヲ得ルコト

七 前數項ノ外裁判所ハ職權ヲ以テ事件ヲ陪審員ノ評決ニ付スルコトヲ得ルコト

八 区裁判所ニ於テ受理シタル事件ヲ陪審員ノ評決ニ付スヘキモノトシタルトキハ之ヲ地方裁判所ニ移送スルコト

九 被告人相当ノ時期ニ於テ陪審員ノ評決ニ付スルコトヲ欲セサル旨ヲ申立テタルトキハ事件ヲ陪審員ノ評決ニ付セサルコト

十 被告人公判又ハ公判準備ニ於ケル取調ニ際シ公訴事實ヲ認メタルトキハ事件ヲ陪審員ノ評決ニ付セサルコト

十一 地方ノ情況ニ由リ陪審員ノ評決公平ヲ失スルノ虞アルトキハ検事ハ裁判管轄移轉ノ請求ヲ為スコト得ルコト

裁判管轄移転ノ請求アリタルトキハ被告人ハ陪審員ノ評決ヲ

欲セサル旨ヲ申立ツルコトヲ得ルコト

十二 陪審費用ハ第三項、第六項及第七項ノ場合に於テハ国库

ノ負担トシ第四項ノ場合ニ於テハ刑事訴訟法第二百一条ノ例

ニ從ヒ五項ノ場合ニ於テハ被告人ノ負担トスルコト

十三 大審院ノ特別権限ニ属スル事件ハ之ヲ特別陪審員ノ評決

ニ付スルコト

十四 陪審員ハ左ニ掲クル要件ヲ具備スル者タルコト

一 帝国臣民タル男子ニシテ年齢満三十歳以上タルコト

二 引続キ二年以上同一市区町村内ニ住居スルコト

三 直接国税三円以上ヲ納ムルコト

四 讀ミ書キヲ為シ得ルコト

十五 左ニ掲クル者ハ陪審員タラシメサルコト

一 國務大臣

二 現ニ判事検事ノ職ニ在ル者

三 行政裁判所長官、評定官

四 宮内官吏

五 現役ノ陸海軍軍人

六 庁府県官、郡長、島司、市区町村長

七 警察官吏

八 監獄職員

九 裁判所書記長、裁判所書記

十 収税官吏、税関官吏

十一 郵便電信電話鉄道及軌道ノ現業ニ従事スル者並船員

十二 弁護士

十三 公証人、執達吏、代書人

十四 小学校教員

十五 神官、神職、僧侶其ノ他諸宗教師

十六 医師、齒科医師、薬剤師

十七 学生、生徒

十六 左ニ掲クル者ハ陪審員タルコトヲ得サルコト

一 聾者、啞者

二 禁治産者、準禁治産者

三 破産者

四 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者其ノ他一

定ノ犯罪ニ因リ刑ニ処セラレタル者

十七 左ニ掲クル者ハ陪審員タル職務ヲ辞スルコトヲ得ルコト

一 六十歳以上ノ者

二 官吏、公吏、教員ノ職ニ在ル者

三 貴族院議員、衆議院議員及法令ヲ以テ設立シタル議會ノ

議員（会期中ニ限ル）

四 疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ呼出ニ応スルコ

ト能ハサル者

十八 特別陪審員ハ左ニ掲クル者タルコト

一 枢密院議長、副議長、枢密顧問官

二 貴族院議員、衆議院議員

三 官立公立私立大学ノ教授

十九 地方裁判所長ハ毎年必要ト認ムル陪審員ノ員数ヲ人口ニ

比例シテ管内ノ市区町村ニ割当ルコト

市区町村長ハ区裁判所判事監督ノ下ニ割当ラレタル員数ノ陪審員ヲ選定スルコト

二十 地方裁判所毎ニ陪審員名簿ヲ備フルコト

二十一 陪審席ハ陪審員十二人ヲ以テ之ヲ構成シ罪ト為ルヘキ事実ヲ認ムル評決ヲ為スニハ過半数ノ決議に依ルコト

二十二 裁判所ハ必要ト認ムルトキハ補充陪審員若干名ヲシテ審理ニ立会ハシムルコト

二十三 裁判所ハ各事件ニ付陪審席ヲ構成スヘキ定員ノ三倍ニ相当スル員数ノ陪審員ヲ呼出スコト

二十四 定員ノ倍数ノ出席アルニ非サレハ開廷スルコトヲ得サルコト

二十五 陪審員ノ除斥ニ関スル規定ハ判事ノ除斥及証人、鑑定人ノ欠格ニ関スル規定等ヲ参酌シテ之ヲ定ムルコト

二十六 陪審員ニ対スル忌避ノ申立ハ陪審席ヲ構成スヘキ定員及補充陪審員ノ定員ニ達スル迄理由ヲ示サスシテ之ヲ為スコトヲ得ルコト

二十七 検事及被告人ハ各半数ヲ忌避スルコトヲ得若シ忌避スルコトヲ得ヘキ人員奇数ナルトキハ被告人ハ尚一人ヲ忌避スルコトヲ得ルコト

二十八 陪審員所要ノ員数ヲ超過スルトキハ抽籤ヲ以テ構成員及補充員ヲ定ムルコト

二十九 公判準備ニ関シ必要ナル規定ヲ設ケ成ルヘク急速ニ公判ヲ終了セシムルノ方法ヲ取ルコト

三十 陪審員ノ宣誓ニ関スル規定ヲ設クルコト

三十一 陪審員ノ心得ヲ裁判長ヨリ告知スルノ規定ヲ設クルコト

三十二 公判廷ニ於ケル取調ニ関スル規定ハ原則トシテ直接審理主義ニ依ルコト

三十三 陪審員ノ面前に於テ為ス弁論ノ範圍ニ関スル規定ヲ設クルコト

三十四 裁判長ハ陪審員ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ問題ト為ルヘキ事実ヲ教示シ証拠ノ要領ヲ解説シ其ノ事実ノ有無ヲ評決スヘキコトヲ命令スルコト

三十五 裁判所ハ陪審員ノ評決ヲ不当ト認ムルトキハ事件ヲ他ノ陪審員ノ評決ニ付スルコトヲ得ルコト

三十六 判決ヲ為スニハ裁判所ハ陪審員ノ評決ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シタル旨ヲ言渡スコト

三十七 判決ニ対シテハ控訴ヲ許ササルコト

三十八 陪審ニ関スル法規ハ単行法ト為スコト

(表紙)

別冊 主査委員長報告書

(注記4)

本委員会ハ司法裁判ニ付陪審制度ヲ採用スルヲ可トシ別冊ノ如ク其ノ綱領ヲ定ムヘキモノト議決セリ

右及報告候也

大正九年六月二十一日

諮問第二号主査委員長法学博士 一木喜徳郎

臨時法制審議會総裁法学博士男爵 穂積陳重殿

(表紙)

〔(注記5)〕
陪審制度ニ関スル綱領

- 一 裁判所ハ刑事事件ニ付陪審員ノ評決ニ付シテ事實ノ判断ヲ為スコトヲ得ルコト
- 二 陪審員ノ評決ニ付スルコトヲ得ルハ第一審ノ事件ニ限ルコト
- 三 左ニ掲クル事件ハ之ヲ陪審員ノ評決ニ付スルコト
一 死刑又ハ無期刑ニ該ル罪
二 刑法第二編第一章ノ罪(皇室ニ対スル罪)、同第二章ノ罪(内乱ニ関スル罪)、同第三章ノ罪(外患ニ関スル罪)、同第四章ノ罪(国交ニ関スル罪)及同第八章ノ罪(騷擾ノ罪)
四 短期一年以上ノ刑ニ該ル罪ニ付被告人ノ請求アリタルトキハ事件ヲ陪審員ノ評決ニ付スルコト
- 五 前二項以外ノ罪ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ属スル事件ニ付被告人費用ヲ予納シテ請求シタルトキハ之ヲ陪審員ノ評決ニ付スルコト
- 六 被告人無資力ナルトキハ前項ノ事件ニ付費用ヲ予納セシテ請求シタルトキト雖裁判所ハ之ヲ陪審員ノ評決ニ付スルコトヲ得ルコト
- 七 前数項ノ外裁判所ハ職權ヲ以テ事件ヲ陪審員ノ評決ニ付スルコトヲ得ルコト
- 八 区裁判所ニ於テ受理シタル事件ヲ陪審員ノ評決ニ付スヘキモノトシタルトキハ之ヲ地方裁判所に移送スルコト
- 九 被告人相当ノ時期ニ於テ陪審員ノ評決ニ付スルコトヲ欲セサル旨ヲ申立テタルトキハ事件ヲ陪審員ノ評決ニ付セサルコト
- 十 被告人公判又ハ公判準備ニ於ケル取調ニ際シ公訴事實ヲ認メタルトキハ事件ヲ陪審員ノ評決ニ付セサルコト
- 十一 地方ノ情況に由リ陪審員ノ評決公平ヲ失スルノ虞アルトキハ検事ハ裁判管轄移転ノ請求ヲ為スコトヲ得ルコト
- 十二 陪審費用ハ第三項、第六項及第七項ノ場合ニ於テハ国库ノ負担トシ第四項ノ場合ニ於テハ刑事訴訟法第二百一条ノ例ニ從ヒ第五項ノ場合ニ於テハ被告人ノ負担トスルコト
- 十三 大審院ノ特別權限ニ属スル事件ハ之ヲ特別陪審員ノ評決ニ付スルコト
- 十四 陪審員ハ左ニ掲クル要件ヲ具備スル者タルコト
一 帝国臣民タル男子ニシテ年齢満三十歳以上タルコト
二 引續キ二年以上同一市区町村内ニ住居スルコト
三 直接国税三円以上ヲ納ムルコト

- 四 読ミ書キヲ為シ得ルコト
- 十五 左ニ掲クル者ハ陪審員タラシメサルコト
- 一 国務大臣
- 二 現ニ刑事検事ノ職ニ在ル者
- 三 行政裁判所長官、評定官
- 四 宮内官吏
- 五 現役ノ陸海軍軍人
- 六 庁府県長官、郡長、島司、市区町村長
- 七 警察官吏
- 八 監獄職員
- 九 裁判所書記長、裁判所書記
- 十 収税官吏、税関官吏
- 十一 郵便電信電話鉄道及軌道ノ現業ニ従事スル者並船員
- 十二 弁護士
- 十三 公証人、執達史、代書人
- 十四 小学校教員
- 十五 神官、神職、僧侶其ノ他諸宗教師
- 十六 医師、歯科医師、薬剤師
- 十七 学生、生徒
- 十六 左ニ掲クル者ハ陪審員タルコトヲ得サルコト
- 一 聾者、啞者
- 二 禁治産者、準禁治産者
- 三 破産者
- 四 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者其ノ他一
- 定ノ犯罪ニ因リ刑ニ処セラレタル者
- 十七 左ニ掲クル者ハ陪審員タル職務ヲ辞スルコトヲ得ルコト
- 一 六十歳以上ノ者
- 二 官吏、公吏、教員ノ職ニ在ル者
- 三 貴族院議員、衆議院議員及法令ヲ以テ設立シタル議會ノ議員（会期中ニ限ル）
- 四 疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ呼出ニ応スルコト能ハサル者
- 十八 特別陪審員ハ左ニ掲ル者アルコト
- 一 枢密院議長、副議長、枢密顧問官
- 二 貴族院議員、衆議院議員
- 三 官立公立私立大学ノ教授
- 十九 地方裁判所長ハ毎年必要ト認ムル陪審員ノ員数ヲ人口ニ比例シテ管内ノ市区町村ニ割当ルコト
- 市区町村長ハ区裁判所判事監督ノ下ニ割当ラレタル員数ノ陪審員ヲ選定スルコト
- 二十 地方裁判所毎ニ陪審員名簿ヲ備フルコト
- 二十一 陪審席ハ陪審員十二人ヲ以テ之ヲ構成シ罪ト為ルヘキ事実ヲ認ムル評決ヲ為スニハ過半数ノ決議ニ依ルコト
- 二十二 裁判所ハ必要ト認ムルトキハ補充陪審員若干名ヲシテ審理ニ立会ハシムルコト
- 二十三 裁判所ハ各事件ニ付陪審席ヲ構成スヘキ定員ノ三倍ニ相当スル員数ノ陪審員ヲ呼出スコト
- 二十四 定員ノ倍数ノ出席アルニ非サレハ開廷スルコトヲ得サ

ルコト

二十五 陪審員ノ除斥ニ関スル規定ハ判事ノ除斥及証人、鑑定人ノ欠格ニ関スル規定等ヲ参酌シテ之ヲ定ムルコト

二十六 陪審員ニ対スル忌避ノ申立ハ陪審席ヲ構成スヘキ定員及補充陪審員ノ定員ニ達スル迄理由ヲ示サスシテ之ヲ為スコトヲ得ルコト

二十七 検事及被告人ハ各半数ヲ忌避スルコトヲ得若シ忌避スルコトヲ得ヘキ人員奇数ナルトキハ被告人ハ尚一人ヲ忌避スルコトヲ得ルコト

二十八 陪審員所要ノ員数ヲ超過スルトキハ抽籤ヲ以テ構成員及補充員ヲ定ムルコト

二十九 公判準備ニ関シ必要ナル規定ヲ設ケ成ルヘク急速ニ公判ヲ終了セシムルノ方法ヲ取ルコト

三十 陪審員ノ宣誓ニ関スル規定ヲ設クルコト

三十一 陪審員ノ心得ヲ裁判長ヨリ告知スルノ規定ヲ設クルコト

三十二 公判廷ニ於ケル取調ニ関スル規定ハ原則トシテ直接審理主義ニ依ルコト

三十三 陪審員ノ面前ニ於テ為ス弁論ノ範圍ニ関スル規定ヲ設クルコト

三十四 裁判長ハ陪審員ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ問題ト為ルヘキ事実ヲ教示シ証拠ノ要領ヲ解説シ其ノ事実ノ有無ヲ評決スヘキコトヲ命令スルコト

三十五 裁判所ハ陪審員ノ評決ヲ不当ト認ムルトキハ事件ヲ他

ノ陪審員ノ評決ニ付スルコトヲ得ルコト

三十六 判決ヲ為スニハ裁判所ハ陪審員ノ評決ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シタル旨ヲ言渡スコト

三十七 判決ニ対シテハ控訴ヲ許ササルコト

三十八 陪審ニ関スル法規ハ単行法ト為スコト

(表紙)

参考記録

主査委員氏名

一木喜徳郎

横田國臣

倉富勇三郎

富谷銚太郎

美濃部達吉

磯部四郎

花井卓藏

鵜澤總明

江木 衷

原 嘉道

松室 致

(以上大正八年十月二十四日指名)

(以上大正八年十一月一日指名)

横田千之助
松田源治

(以上大正九年四月七日指名)

担当幹事氏名

馬場鍊一

豊島直通

谷田三郎

飯島喬平

小山松吉

池田寅二郎

牧野英一

鳩山秀夫

(以上大正八年十月二十四日指名)

横田千之助

鈴木喜三郎

(以上大正八年十月十五日任命)

開会ノ日時

総会

三回

第一回 (大正八年七月十六日)

第二回 (大正八年十月二十四日)

第三回 (大正九年六月二十八日)

主査委員会

二十一回

第一回 (大正八年十一月五日)

第二回 (大正八年十一月十二日)

第三回 (大正八年十一月十九日)

第四回 (大正八年十一月二十六日)

第五回 (大正八年十二月三日)

第六回 (大正八年十二月十日)

第七回 (大正八年十二月十七日)

第八回 (大正八年十二月二十四日)

第九回 (大正九年一月二十八日)

第十回 (大正九年二月四日)

第十一回 (大正九年二月十八日)

第十二回 (大正九年三月三日)

第十三回 (大正九年三月十日)

第十四回 (大正九年三月十七日)

第十五回 (大正九年四月十四日)

第十六回 (大正九年四月二十一日)

第十七回 (大正九年五月十二日)

第十八回 (大正九年五月十九日)

第十九回 (大正九年五月二十六日)

第二十回 (大正九年六月二日)

第二十一回 (大正九年六月九日)

幹事会

十三回

第一回 (大正八年七月二十九日)

第二回 (大正九年四月二十三日)

第三回 (大正九年四月二十七日)

第四回 (大正九年四月二十八日)

- 第五回 (大正九年五月四日)
- 第六回 (大正九年五月五日)
- 第七回 (大正九年五月十一日)
- 第八回 (大正九年五月十八日)
- 第九回 (大正九年六月一日)
- 第十回 (大正九年六月十日)
- 第十一回 (大正九年六月十三日)
- 第十二回 (大正九年六月十六日)
- 第十三回 (大正九年六月十七日)

調査資料ノ目錄

- (一) 諮問第二号ニ対スル卑見 (江木委員提出)
- (二) 陪審制度ニ関スル仏国法制
- (三) 独逸參審及陪審法規
- (四) 陪審制度論 (騰写版)
- (五) 理想ノ憲政 (江木委員提出)
- (六) 陪審制度ニ関スル論說
- (七) スコット遺言訴訟ノ概要 (騰写版)
- (八) 第二十六回帝國議會
衆議院陪審制度設立ニ関スル建議案議事録
- (九) 独逸刑事訴訟法
改正委員会議事録抄記
- (一〇) 英国ニ於ケル陪審制度ノ概要
- (一一) 諮問第二号卑見追加「陪審制度ト憲法トノ關係」(江木委員提出)
- (一二) 諮問第二号ニ対スル卑見追加第二
(同上)

- (一三) 獨逸參審並陪審法規
奧太利
ブルガリヤ

- (一四) エスマイン著大陸刑事訴訟手續沿革史
- (一五) 独逸參審並陪審裁判ノ研究
- (一六) 陪審官ノ心理
- (一七) 刑事事件ニ付陪審裁判所ノ管轄ニ関スル外国立法例要旨(其ノ一) (騰写版)
- (一八) 現行独逸裁判所構成法定材料中抄記
- (一九) 諸說概要 (騰写版) (江木委員提出)
- (二〇) 審議ノ主要点 (同) (同上)
- (二一) 独逸陪審制度
- (二二) エトケル著陪審及ヒ參審裁判手續ノ一節
- (二三) 陪審裁判所ノ改正及陪審裁判所ニ於ケル手續
- (二四) 独逸陪審裁判所判決及附属書類外二種 (騰写版)
- (二五) 英国裁判所ニ於ケル教示実例 (同上)
- (二六) ジェ、ジョ、アレキサンダー著
英国刑事裁判制度論 (印刷未了)
- (二七) 独逸聯邦各国憲法 (抄記) (印刷未了)
- (二八) 亞爾然丁共和国憲法、濠太利共和国憲法、奧地利国憲法、智利国憲法、丁抹国憲法、葡萄牙国憲法、瑞西憲法、北米合衆国憲法
- (二九) 北米合衆国憲法ノ追加及改正白耳義国憲法、伯刺西爾国憲法 (各抄記) (印刷未了)
- (三〇) 英国陪審制度調査委員会報告書 (翻訳中)

(注記一)

〔(朱書)閣甲一二四〕

(注記2)

〔(朱書)十七〕〔簿冊内件名番号〕

(注記3)

〔秘〕

(注記4)

〔秘〕

(注記5)

〔秘〕

〔大正九年 公文雜纂 内閣一 卷一〕
2A, 14, ④1496